

第4期 阿蘇市地域福祉活動計画（案）

イラスト

令和7年3月

社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の到来や家族形態の多様化などにより、住民相互のつながりや助け合いの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市でも団塊の世代の後期高齢化や核家族化が進んでおり、高齢化率が40%を超えております。

また、近年は全国各地で災害が発生しており、人と人とのつながりや地域での支え合い、助け合いの大切さが改めて見直されています。誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、地域に関わるすべての人や団体がそれぞれの役割を担い、人と人をつなぐネットワークづくりを推進していく必要があります。



本会では、令和2年3月に「第3期阿蘇市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んで参りましたが、このたび、計画期間が終了となることから第3期地域福祉活動計画の取り組みを検証・評価し、地区連絡会で把握された内容と地域住民の思いを取り入れ、「第4期阿蘇市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念を『誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり』と掲げ、地域住民の皆様や関係団体、阿蘇市と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、計画策定委員の皆様をはじめ、地区連絡会において住民の皆様から、さまざまな視点での貴重なご意見を賜りご協力いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会
会長 佐藤 義興

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	地域福祉活動計画策定の趣旨	2
2	計画の基本理念	3
3	計画の位置づけと計画期間	4
4	地域福祉活動のイメージ	5
5	計画の体系	6
6	地域福祉計画と地域福祉活動計画対比表	8

第2章 社会福祉協議会の役割

1	阿蘇市やまびこネットワーク活動推進事業	10
2	ボランティアセンター事業	12
3	ASO出会い応援団事業	14
4	フードバンク事業	16
5	広報活動	18
6	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	20
7	生活福祉資金貸付事業	21
8	放課後児童クラブ運営事業	22
9	ファミリーサポートセンター運営事業	24
10	日本赤十字社熊本県支部阿蘇市地区の事務局運営	26
11	熊本県共同募金会阿蘇市共同募金委員会の事務局運営	27
12	当事者団体・地域団体の事務支援	28
13	地域包括支援事業	30
14	在宅支援サービス	32

参考資料

阿蘇市の状況	34
地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは	40
地区活動のようす	41
計画策定の経過	42
阿蘇市地域福祉活動計画等策定委員会名簿	43

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の趣旨

私たちの住んでいる阿蘇市には、116の行政区があり、昔ながらの景観や風土を活かし、気心の知れた友人知人と共に、農作業や地域のお祭り・行事などをお互いに支え合い、助け合いながら生活を送ってきました。

流動性の激しい都市部に比べますと、本市にはまだまだ昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている地域もあります。

しかし、人口減少や少子高齢化が進行するとともに、生活様式の多様化による人と人とのつながりの希薄化やさまざまな福祉に対するニーズ、複合的な問題などが発生しております。

また、団塊の世代が後期高齢者となる西暦2025年を迎え、介護・医療費をはじめとする社会保障費の急増や多様な課題に対応するためには、地域住民、福祉施設、行政、社会福祉協議会などの様々な組織が連携・協力することがますます必要になります。

そのため、第2期および第3期と同様に、阿蘇市地域福祉計画と連動し、阿蘇市における地域福祉課題の把握や現行事業の見直しを行い、「誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり」を社協の基本理念と定め、その具体化に向けて指針となる「第4期阿蘇市地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 計画の基本理念

誰もが安心して、 安全で快適に暮らせるまちづくり



地域とは、様々な人々や家庭の集まりで構成され、一つとして同じ地域はなく、それは同時にその地域固有の問題や課題があることを意味しています。

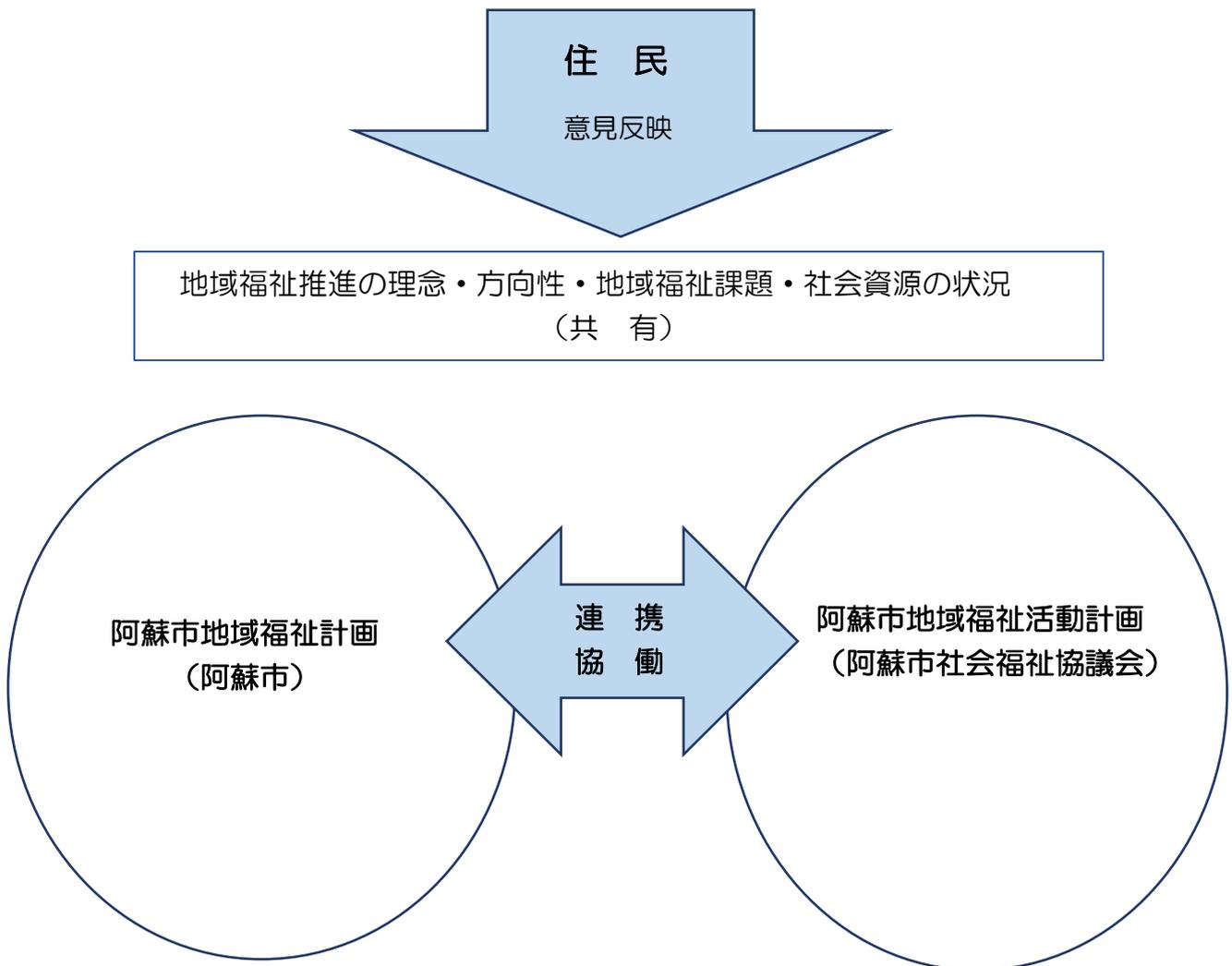
地域問題は、公的支援サービスだけで解決できるものではなく、その地域に住んでいる住民がお互いに支え合い助け合いながら、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

この計画では、社会福祉協議会が取り組むべき事業を明確にし、各種団体や地域住民が行う活動への支援や協力体制を強化することで地域住民が主体性を持ち、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、子どもからお年寄りまで「誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

3. 計画の位置づけと計画期間

この計画は、社会福祉協議会の活動計画であるとともに、阿蘇市における地域福祉の向上をめざした活動計画であり、市及び関係機関・団体との連携はもちろんのこと、なにより市民の皆様方のご理解とご協力を得て計画の実現を図ります。

また、阿蘇市が策定した阿蘇市地域福祉計画との関連性が非常に強いいため、相互に連携を図りながら進めます。

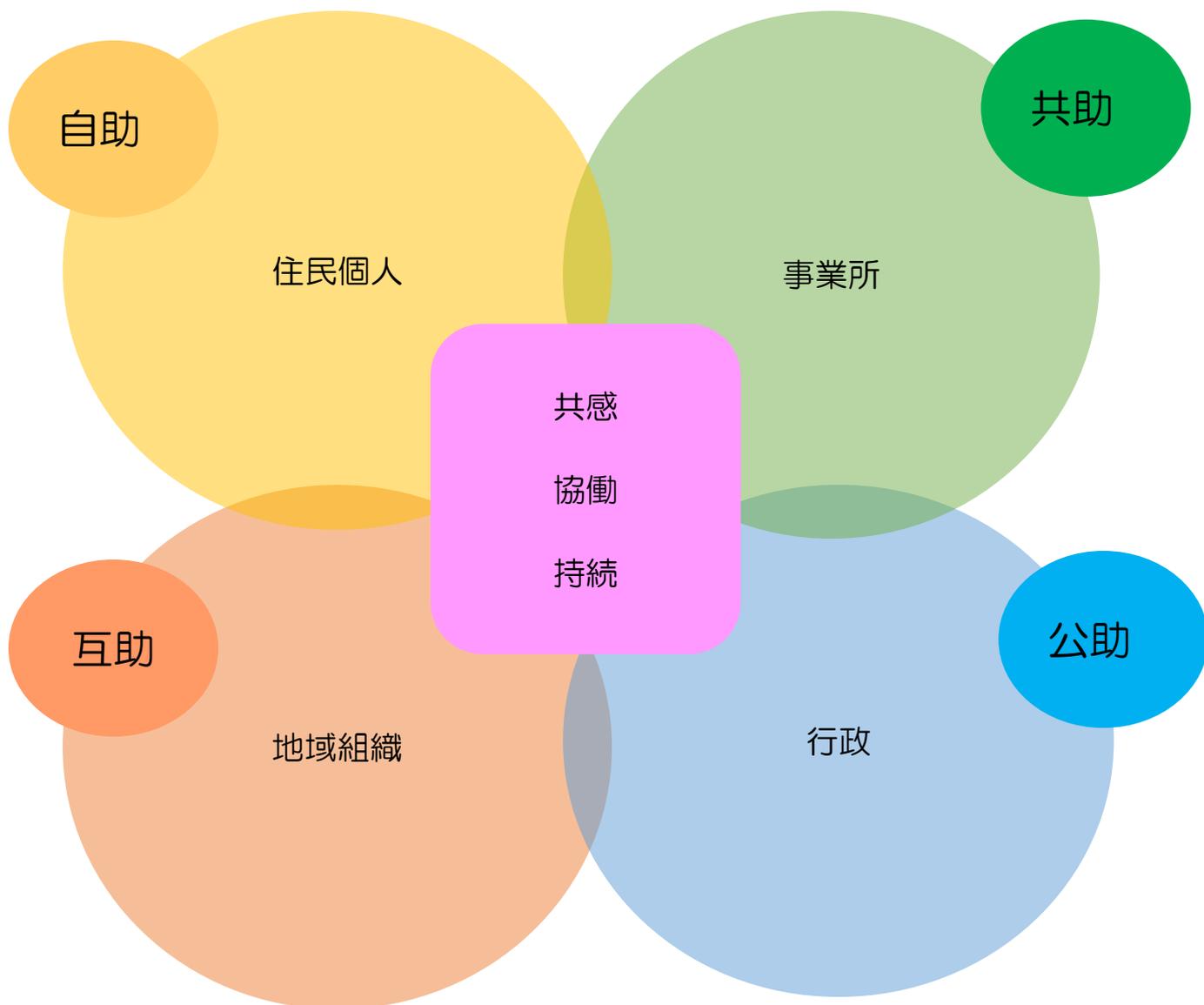


計画の期間

地域福祉活動計画の第4期計画として位置づけ、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6ヶ年間の計画です。

なお、計画期間中であっても、計画の実施状況や地域住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4. 地域福祉活動のイメージ



地域福祉活動を実践していくためには、住民、関係機関・関係団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれに役割を果たし、相互に協力しあい、連携する必要があります。

そのためには自助、互助、共助、公助の視点が大切です。

5. 計画の体系 阿蘇市社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画

基本理念

誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり

基本目標

出会いのある
まちづくり
で愛

ふれあいのある
まちづくり
ふれ愛

支え合いのある
まちづくり
ささえ愛

事業名	事業目的
阿蘇市やまびこネットワーク活動推進事業	住民相互の助け合いや交流の輪を広げながら、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざし、地域の福祉課題の発見とその解決に向け、住民の方々と共に小地域ネットワーク活動を推進していきます。
ボランティアセンター事業	ボランティア活動に対する住民の関心を高めるとともに、住民のボランティアニーズを把握し、援助体制を整えます。阿蘇市内の学校や地域と連携して福祉教育の推進を図り、子ども達の心を育む機会づくりを行います。大規模災害に備え、速やかに対応できるよう関係機関と連携し、機能充実を図ります。
ASO出会い応援団事業	若者の交流や出会いの機会を作り、気軽に参加できるような場を提供するとともに、地域の各団体と連携を図って、活動の協力や支援を行います。
フードバンク事業	窮迫した生活困窮世帯に対し、一時的な食糧支援を行います。また、利用可能な制度につなげるため、総合的な相談に取り組みます。
広報活動	地域福祉の推進のため、さまざまな広報媒体を通じて住民への情報提供・啓発を行い、住民参加を促します。
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。
生活福祉資金貸付事業	経済的な自立や生活意欲の向上、社会参加の促進などを目的に福祉資金の貸付窓口となり、県社協と連携し、経済的支援を行うことで低所得者等世帯の生活安定を支援します。
放課後児童クラブ運営事業	子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労が続けていけるよう、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや学習等の生活指導を行います。また、発達障がい等への正しい理解や子ども同士の関係づくりを大切にします。
ファミリーサポートセンター運営事業	子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労が続けていけるよう、送迎や預かりなどを一時的に行い、子育て家庭を支援していきます。
日本赤十字社熊本県支部阿蘇市地区の事務局運営	日本赤十字社が行う被災者への災害救護活動等において、熊本県支部阿蘇市地区の事務支援を行います。
熊本県共同募金会阿蘇市共同募金委員会の事務局運営	住民相互の助け合いや住民参加を基調とする地域福祉を推進するため、事務局として募金活動の促進等を行い、各団体・学校等へ財源面から支援します。
当事者団体・地域団体の事務支援	市民参加による地域福祉活動を推進する上で、各種団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援します。
地域包括支援事業	住民主体による介護予防活動の展開と、生きがいづくりや閉じこもりの予防、認知症の早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等、地域の高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に支援します。
在宅支援サービス	介護保険法や障害者総合支援法に基づいた在宅介護サービス事業を通じて、施設を地域福祉活動の拠点の場として提供します。

6 地域福祉計画と地域福祉活動計画の対比表

地域福祉計画		地域福祉活動計画														
		ワーク活動推進事業	阿蘇市やまびこネットワーク	ボランティアセンター	ASO出合い応援団事業	フードバンク事業	広報活動の充実	地域福祉権利擁護事業	生活福祉資金貸付事業	放課後児童クラブ運営事業	ファミリーサポートセンター運営事業	日本赤十字社阿蘇市地区	熊本県共同募金会阿蘇市委員会	当事者団体・地域の事務支援	地域包括支援事業	在宅支援サービス
つながり支え合う担い手づくり	①地域福祉に関する意識の向上	●	●			●							●	●	●	
	②地域福祉を担う人材育成活動の活性化	●	●										●	●	●	
	③福祉専門職の確保・育成	●														
困りごとを乗り越えられるまちづくり	①総合的・包括的な相談支援体制の充実	●			●		●	●	●	●					●	●
	②福祉サービスの充実				●		●	●	●	●					●	●
健康で生きがいのまちづくり	①地域ぐるみで健康づくり	●				●									●	
	②生きがいづくり			●											●	
安全・安心・快適な暮らし	①災害時・緊急時の支援の充実	●	●												●	●
	②安全・安心な生活環境の整備	●	●						●		●				●	
計画の実現のための体制づくり	①地域福祉施設の確保・活用	●				●										●
	②地域福祉関係団体の育成・支援	●	●										●			

第2章

社会福祉協議会の役割

1 阿蘇市やまびこネットワーク活動推進事業

(1) 事業目的

住民相互の助け合いや交流の輪を広げながら、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざし、地域の福祉課題の発見とその解決に向け、住民の方々と共に小地域ネットワーク活動を推進していきます。

(2) 事業内容

- 地区連絡会における相談体制づくりや活動に必要な情報、資料の提供等の支援を行います。
- 地域における見守り活動や防犯・防災活動等の支援を行います。
- 地区活動の継続や後進育成など、地区のつながりづくりに向けた支援を行います。
- 少子高齢化や多様化社会に沿った活動支援の検討を行い、実施します。
- 研修会を開催し、活動継続の意味を伝え続け、啓発を図ります。
- 地域のさまざまな関係機関や各種団体と連携を図り、情報共有を行います。
- 学校や企業等とのコーディネート役となり、連携した活動の実施をめざします。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
地区活動の支援	地区連絡会へ参加・支援	→				
	地区連絡会参加方法の検討	→		見直し		
	モデル地区の支援	検証	→			
	各種研修会の開催 (区長、民生委員・児童委員、福祉協力員等) 多世代への周知 (講演会開催や周知方法検討)	→			発信ツール検討	
関係機関、各種団体との連携	関係機関連携会議の開催	→				
	地域包括支援センターとの連携	→				
	他施設とのコーディネート機能	→				

◆地域住民一人ひとりができること

- 地区連絡会や研修会に参加する。
- 隣近所の声かけや見守りを行う。
- 地域福祉活動に関心を持ち、自分の趣味や特技を活かす。
- 地区の行事やサロンに積極的に参加し、活動に協力する。
- 困ったときは、気軽に相談する。
- 相談を受けたときは、地域住民や専門機関へつなぐ。



◆取り組み状況



サロン活動はみんなで顔を合わせる場に

各地区で開催されている
さまざまなネットワーク活動



女性の会を中心にアイデアを出し合って
物づくり



いざという時に備え、救急法講習を開催



区民体育祭を企画し、世代間交流を図る

各行政区の地区連絡会へ参加



会議・研修会を開催



やまびこネットワーク関係機関連携会議
にて情報共有や意見交換



活動の継続や啓発を図るため各種研修会
を開催

2 ボランティアセンター事業

(1) 事業目的

- ボランティア活動に対する住民の関心を高めるとともに、住民のボランティアニーズを把握し、援助体制を整えます。
- 阿蘇市内の学校や地域と連携して福祉教育の推進を図り、子ども達の心を育む機会づくりを行います。
- 大規模災害に備え、速やかに対応できるよう関係機関と連携し、機能充実を図ります。

(2) 事業内容

- ボランティア活動の広報、啓発、需要調整を図ります。
- ボランティア養成講座を開催します。
- ボランティア活動場所の情報収集及び情報提供を行い、活動の活発化を図ります。
- ボランティア連絡協議会の主体的活動に向けて、後方支援を行います。
- 市内小中学校での福祉教育に関する授業支援を行います。
- 福祉教育の推進を図るため学校や地域と連携し、内容を見直していきます。
- 災害ボランティアセンター設置訓練を行います。
- 災害ボランティアセンター運営に関する検討を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
ボランティアセンター機能	・活動者目標 30名		・活動者目標 40名		・活動者目 標 50名	
	養成講座開催	→				
	企業等訪問を 検討	企業や関係機 関への訪問	→			
	活動場所に関 する情報発信、 情報収集方法 の検討	発信ツールの 検討(ホームペ ージやお知ら せ端末等)	周知	→		
	ボランティア 連絡協議会の 後方支援	→				
福祉教育の推 進	福祉教育の活 動継続	→				
	ゲストティー チャーの発掘	→				
	阿蘇中央高校 社会福祉科と の連携	→				
	定期的な学校 訪問	→				
災害ボランテ ィアセンター 機能	設置訓練実施	→		阿蘇郡市社協 合同訓練検討	阿蘇郡市社 協合同訓練 実施	

◆地域住民一人ひとりができること

- 地域のことに関心を持って、友人や家族とともにボランティア活動に参加する。
- ボランティア養成講座や研修会に参加する。
- ボランティアに関する情報を知り、自分ができる活動に参加する。
- 災害時の避難や防災について、一人ひとりが勉強する。
- 災害時や緊急時の地域としての動きや支え合いの仕組みづくりについて、常日頃から検討する。

◆取組み状況

福祉教育のようす

高齢者
体験



赤ちゃん
体験



車いす
体験

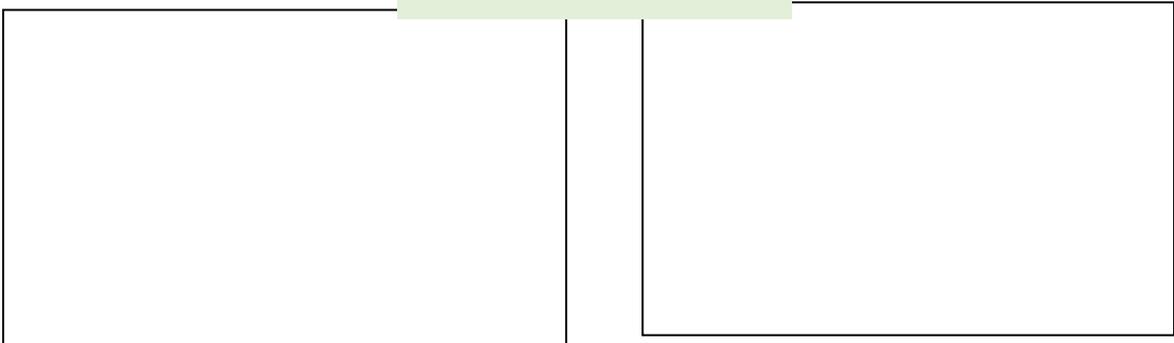


避難所運営
ゲーム



災害時の炊
き出し体験

ボランティア養成講座のようす



災害ボランティア設置訓練のようす



3 ASO 出会い応援団事業

(1) 事業目的

若者の交流や出会いの機会を作り、気軽に参加できるような場を提供するとともに、地域の各団体と連携を図り、活動の協力や支援を行います。

(2) 事業内容

- 定期的に交流会を実施します。
- 他団体との連携を図ります。
- 他団体のリーダー発掘や養成を行います。
- 市との協議を行い、支援を進めていきます。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
交流会開催	交流会継続	→	他団体主体の交流会へ移行			
他団体との連携	会議継続	→	他団体主体の会議へ参加	→		
事務局支援	他団体の支援、協力	→				→
	リーダーの発掘と養成	→				→
		市との協議	養成講座・研修会開催			→

◆地域住民一人ひとりができること

- 交流会の情報を知る。
- 情報を知った住民が周囲に拡散する。
- 地域住民が地域での交流を深めようとする意識を持つ。

◆取り組み状況



企画会議のようす



交流会『スポーツ恋活』

スマホを置いて**プチ**旅に出よう！ 街ブラしながら友達づくり！

●**フォトウォークラリー in 阿蘇内牧**●

第一回 阿蘇コン

開催決定! 参加費で使える クルマクーポンプレゼント!

阿蘇内牧温泉エリアを舞台に「はじめまして!」の阿蘇好き独身男女が阿蘇ローカルのみぞ知る「アハハ(笑)」な「フォト・スポット」を探し当てながら新たな出会いも見つけられる新感覚・街ブラ「トキメキ」ウォークラリー

STEP 01 チームづくり
10組以内のチーム (7人〜10人程度を推奨)

STEP 02 チームで探そう
阿蘇内牧の各所を巡りながら「アハハ」な「フォト・スポット」を探し当てよう!

STEP 03 なぞなぞチェックポイントを見つけよう
阿蘇内牧の各所を巡りながら「アハハ」な「フォト・スポット」を探し当てよう!

STEP 04 チェックポイント前でチーム写真を撮ろう
阿蘇内牧の各所を巡りながら「アハハ」な「フォト・スポット」を探し当てよう!

フォトウォークラリーって?
「なぞなぞ」チェックポイント「謎」チームごとに探して、チェックポイント到達の記録としている人々を撮影して記念撮影しながら街ブラを楽しむ、新感覚のウォークラリー!

お申込みフォーム
イベントの開催は是非参加者のみなさまの協力により、実施となります。お申し込みいただいた方から抽選で参加させていただきます。お申し込みいただいた方には必ずお申し込みの受付状況をお知らせいたします。

当日のながれ

11:30	受付開始
12:00	開会
12:10	チームづくり
12:30	スタート
13:40	終了
14:10	お昼休憩
15:30	ゴール
16:00	閉会

アテンダント
阿蘇シティチャーターランド
DIVA
アテンダント
阿蘇シティチャーターランド
阿蘇シティチャーターランド
阿蘇シティチャーターランド
阿蘇シティチャーターランド

開催日時 2021年**11月27日(土)**
集合時間 受付11:30 / 開始12:00
集合場所 ASO MILK FACTORY(阿蘇市小野781)
定員 男女各10名
参加条件 20代~40代の阿蘇好き独身男女
参加費 おひとり ¥2000
申込期限 11月17日(水)

ASO出合い応援団事業第27回交流会

たんぽぽ恋活

ちょこっと農業体験したあとは、おいしい赤牛BBQ

日時: 5月21日(土) (雨天決行) 10時~15時 (9時30分受付)

会場: 阿蘇市小野田の田んぼ (JA阿蘇選果場)

住所: 阿蘇市小野田馬ノ路74-1

内容: コシヒカリ田植え体験・赤牛BBQなど

募集: 20~40代の独身男女/各10名ずつ

参加費: 2,500円 (昼食・お土産代込)

応募締切: 5月9日(月) 応募多数の場合は抽選(ます)

お申し込みフォーム
イベントの開催は是非参加者のみなさまの協力により、実施となります。お申し込みいただいた方から抽選で参加させていただきます。お申し込みいただいた方には必ずお申し込みの受付状況をお知らせいたします。

要事前申込

主催: ASO出合い応援団 (阿蘇市社会福祉協議会、阿蘇青年会議所、JA阿蘇青壮年部)

お問合せ: 阿蘇市社会福祉協議会 0967-32-1127

第30回

スポーツ恋活

~運動会で恋する青春をもう一度~

日時 令和5年10月22日(日)
午前10:00~午後3:00

場所 旧山田小学校校庭にて

募集 20~40代の独身男女/各20名ずつ
参加費3,000円 (赤牛BBQ+入浴券)

お申し込みフォーム
イベントの参加には**事前申し込み**が必要です。
左記のQRコードからお申し込みください。
要事前申し込み

主催: ASO出合い応援団 実行委員会CLOVER (阿蘇青年会議所、JA阿蘇青壮年部、阿蘇市社会福祉協議会)
お問合せ: 阿蘇市社会福祉協議会 0967-32-1127

QRコード

キャンプ恋活in ASO

~たんぽぽで遊びながらの下でBBQ~

阿蘇の大自然を堪能できる恋活イベントです。
バーベキューを堪能し、お肉の味を堪能し、夕陽を眺めながらBBQを堪能し、阿蘇の自然を堪能してください!

お申し込みは、阿蘇市社会福祉協議会 TEL: 0967-32-1127
主催: ASO出合い応援団 (CLOVER、阿蘇青年会議所、JA阿蘇青壮年部、阿蘇市社会福祉協議会)
お問い合わせ: 阿蘇市社会福祉協議会 0967-32-1127

第32回
出合い応援交流会
古代の里キャンプ村
7.13.SAT ~ 7.14.SUN
(12:00 ~ 翌10:30)

4 フードバンク事業

(1) 事業目的

窮迫した生活困窮世帯に対し、一時的な食糧支援を行います。また、利用可能な制度につなげるため、総合的な相談に取り組みます。

(2) 事業内容

- 即応できるための食料品の確保と管理を行います。
- 阿蘇市生活相談センターとの情報共有を行います。
- 食料確保や相談者の支援策等について、関係機関との情報共有を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
一時的な食料支援と相談援助	即時対応食料品の確保	→				
	関係機関との情報共有	→				
市生活相談センターとの連携	情報交換、連携対応	→				
		食料配布会 検討・実施	→			

◆ 地域住民一人ひとりができること

- 何らかの生活課題をひとりで抱えている住民の早期発見に努め、市や社協につなぐ。
- 近所で孤立していたり、閉じこもりがちの人に声かけ見守りを行う。

◆取組み状況



食料提供



寄附食料

生活にお困りの方へ
食品・生活用品を無料配布します

新型コロナウイルスや取まる気配のない物価高が生活に深刻な影響を及ぼしています。不況の影響で仕事が無い、収入が減少した、ひとり親家庭である等、生活に困っている方へ市民の皆さまからご寄付いただいたお米等や赤い羽根共同募金の助成金を活用し購入した食料品や生活用品を無料配布いたします。

配布日時 令和6年2月22日(木) 13時～16時
令和6年2月23日(金) 祝日13時～16時

配布場所 阿蘇保健福祉センター 大広間 (内牧976番地2)

受付開始日 令和6年1月25日(木)から

申込み 事前申し込みが必要で(先着150世帯)
(阿蘇市内在住で希望される方は下記までお電話で予約下さい)

<p>配布物品</p> <p>お米 カップ麺 缶詰 心かけ汁 レトルト食品 他に生活用品等が異なります。</p> <p>※ 配布人数にかかわらず、1世帯1袋です。</p> <p>※ 配布物品はそれぞれ異なります。</p> <p>※ アレルギーや介護食には対応していません。</p>	<p>食品ご寄付のお願い</p> <p>社会福祉協議会では、生活困難に陥っている方に対して、フードバンク事業により一時的な食糧支援と相談援助を行っています。</p> <p>※ ご家庭で眠っている食品がありましたら、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※ (受け取る食品) 常温保存可能で賞味期限が1カ月以上あり未開封のもの。</p>
---	--

2/23(金)の配布会では相談会を行っています。(予約制)

お問合せ先(予約先) 電話・お知らせ端末 ☎ 32-1127
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 受付時間: 平日 9:00～17:00
阿蘇市内牧976番地2

配布会チラシ



5 広報活動

(1) 事業目的

地域福祉の推進のため、さまざまな広報媒体を通じて住民への情報提供・啓発を行い、住民参加を促します。

(2) 事業内容

- ・ホームページ、広報誌、SNS（Facebook、Instagram等）の運営を行います。
- ・少子高齢化や多様化社会に沿った情報発信を行います。
- ・定期的に広報会議を開催し、広報に関する全般的協議を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
広報誌の発行	年6回発行	見直し		見直し		
HP・SNS運用でタイムリーな情報発信	情報発信の継続					
	SNSツールの検討	運用開始		運用見直し、改善 閲覧状況の検証		
	マスコットキャラクター活用					
広報会議	広報会議実施	社協パンフレット作成				

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・社協だけでなく、あらゆる福祉施設の情報に関心を持つ。
- ・広報誌やSNSなど、あらゆる媒体を活用して情報を得る。
- ・得た情報を家族や知人などと共有する。
- ・得た情報を基に、自分ができることや興味がある活動に参加する。



フェイスブック活用



マスコットキャラクター
『やまびこくん』

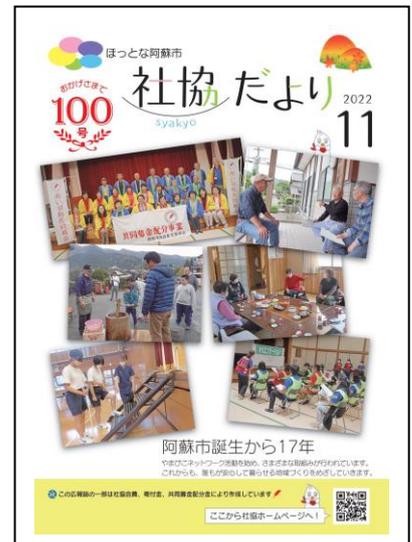
◆取り組み状況



地区の集まりへ取材にうかがっています

20周年の写真(仮)

◆広報誌 ~さまざまな情報を発信しています~



6 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

（1）事業目的

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。

（2）事業内容

- ・ 県社協と連携を図り、継続的な事業の実施を行います。
- ・ 生活支援員を確保し、研修会への参加を通して活動における基礎知識の習得を支援します。
- ・ 行政や地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を行います。

（3）年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
継続的な事業の実施	県社協との連携	→				
	ニーズ把握	→				
生活支援員の確保	適切な人員の確保	→				
	研修会へ参加	→				
行政や関係機関との連携	成年後見制度利用促進	→				

◆地域住民一人ひとりができること

- ・ 高齢者や障がい者からの相談に関わり、どのような福祉サービスがあるのか関心を持ち、市役所や社協、民生委員等につなぐ。
- ・ 行政や社協等が発信する情報などを基に、制度について知る。

7 生活福祉資金貸付事業

(1) 事業目的

経済的な自立や生活意欲の向上、社会参加の促進などを目的に福祉資金の貸付窓口となり、県社協と連携し、経済的支援を行うことで低所得者等世帯の生活安定を支援します。

(2) 事業内容

- 他の貸付制度が利用できない低所得者等世帯への福祉資金貸付の窓口業務を行います。
- 様々な生活課題に対する経済面の相談と助言を行います。
- 生活困窮者支援に向け、多様な相談機関との連携を図ります。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
様々な生活課題に対する経済的な相談、助言	目的に沿った資金の貸付、償還指導					
関係機関との連携	関係機関と情報交換					

◆ 地域住民一人ひとりができること

- 困ったときは一人で悩まず、相談窓口を利用する。
- 市役所、社協が提供する情報を把握し、制度について理解する。

8 放課後児童クラブ運営事業

(1) 事業目的

子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労が続けていけるよう、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや学習等の生活指導を行います。また、発達障がい等への正しい理解や子ども同士の関係づくりを大切にします。

(2) 事業内容

- 保護者が不在時の昼間や放課後等の児童に、家庭的な生活の場の提供を実施します。
- 職員が研修会への参加を通して子どもに対し安全に対応できるよう、知識習得の支援を行います。
- 小学校と適宜情報交換を行い、子どもが安全に過ごせるよう良好な関係構築を行います。
- 担当者会議に参加し、阿蘇市内学童クラブとの情報交換を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
学童職員の確保、スキルアップ	研修会の開催					
	支援員の増員 目標10名		目標12名		目標14名	
システム活用促進	システム活用 継続		見直し		見直し	
関係機関との連携	小学校との情報交換、良好な関係構築					
	担当者会議参加					

◆地域住民一人ひとりができること

- 子育て世代を支援できるようボランティアや社会貢献に協力する。
- 自分たちでもできる見守りや声かけを行い、子供たちを地域で支える。

◆取組み状況



おもちゃ遊びや外遊
び…毎日みんなで楽
しく遊んでいます♪

季節ごとにいろんな
作品を作ることがで
きて楽しいです♪



地域婦人会との七夕かざり



デイセンターへ訪問

地域の方々と交流を
行っています♪

季節のイベントは
毎年ワクワク♪



ハロウィン🎃トリックオアトリート！！



サンタさんが毎年プレゼントを持ってきてくれます☆

9 ファミリーサポートセンター運営事業

(1) 事業目的

子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労を続けていけるよう、送迎や預かりなどを一時的に行い、子育て家庭を支援していきます。

(2) 事業内容

- ・乳幼児から小学生を対象にした、依頼会員と協力会員をつなぐ有償会員制サービスを行います。
- ・関係機関と情報共有を行いながら、保護者が利用しやすいサポート体制を整えます。
- ・交流会等を開催し、会員間の相互交流の場を作ります。
- ・講習会等を開催し、預かり時の基礎的な知識を習得する機会を作ります。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
会員増強	市福祉課との協議					
	パンフレット作成・配布	先進地視察	サポート体制の検討			
講習会や交流会の開催	交流会・講習会開催					

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・子育て世代を支援できるようボランティアや社会貢献に協力する。
- ・自分たちでもできる見守りや声かけを行い、子供たちを地域で支える。
- ・会員登録を行い、できる範囲での活動を行う。

◆取組み状況

あずかり

事前に顔合わせを行う
ことで、安心してご利用
いただけます。



(写真) 預かりのようす



保健師等を招いた講習会

講習会
講座

子供さんを預かる際の基礎
を学んでいただく機会を作
っています。



フォローアップ講座（調理実習のようす）



救急法講習（心肺蘇生法や AED の使い方
を学びます）

交流会

会員さん同士が交流できる
機会を作っています。



10 日本赤十字社熊本県支部阿蘇市地区の事務局運営

(1) 事業目的

日本赤十字社が行う被災者への災害救護活動等において、熊本県支部阿蘇市地区の事務支援を行います。

(2) 事業内容

- ・赤十字講習会や炊き出し訓練を実施します。
- ・災害救援物資の配布を行います。
- ・会費、社費募集及び災害義援金募集を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
赤十字講習会・炊き出し訓練等実施	講習会・訓練等実施	事業周知		事業周知		
救援物資の配布						
会費、社費募集 災害時義援金募集		会費、社費増強に向けた取組み検討				

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・救急法等の研修会に参加する。
- ・地域や団体で炊き出し訓練の開催を行う。
- ・会員募集活動への協力を行う。

◆ 取り組み状況



救急法講習



炊き出し訓練

1 1 熊本県共同募金会阿蘇市共同募金委員会の事務局運営

(1) 事業目的

住民相互の助け合いや住民参加を基調とする地域福祉を推進するため、事務局として募金活動の促進等を行い、各団体・学校等へ財源面から支援します。

(2) 事業内容

- ・ 赤い羽根共同募金活動を実施します。
- ・ 募金の配分を行います。
- ・ 市民に向けて募金についてわかりやすく説明します。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
市会事業内容検討			事業実施状況の確認、修正			事業実施状況の確認、修正
募金配分内容の検討	→					
活動の周知	県共同募金会と連携周知方法の検討	→				
			動画配信 SNS を活用した募金活動の検討	→		

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・ 共同募金会の役割を理解し、できる部分の協力をする。
- ・ 街頭募金やイベント募金へ積極的に協力する。
- ・ 『じぶんのまちをよくするしくみづくり』について理解を深める。

◆ 取り組み状況



街頭募金出発式



街頭募金のようす

12 当事者団体・地域団体の事務支援

(1) 事業目的

市民参加による地域福祉活動を推進する上で、各種団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援します。

(2) 事業内容

- ・阿蘇市老人クラブ連合会の事務支援を行います。
- ・阿蘇市身体障害者福祉協会の事務支援を行います。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
阿蘇市老人クラブ連合会事務支援	→					
		研修会開催の検討・提案	研修会開催			
阿蘇市身体障害者福祉協会事務支援	→					
			研修会開催の検討・提案	研修会開催		

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・自治会、老人クラブ、子ども会などの団体について、その目的や活動内容などを理解する。
- ・自分にあったスタイルで地域への関わりを持ち続け、組織に加入し、継続的に活動に参加する。

◆ 取り組み状況



阿蘇市老人クラブ連合会
80歳以上グラウンドゴルフ大会



阿蘇郡市身体障害者体育大会

イラスト

1 3 地域包括支援事業

(1) 事業目的

住民主体による介護予防活動の展開と、生きがいつくりや閉じこもりの予防、認知症の早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等、地域の高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に支援します。

(2) 事業内容

- いきいきサロン活動の支援をします。
- 生きがいつくりを推進します。
- 生活支援体制の整備をします。
- 認知症支援活動をします。
- 成年後見制度の利用促進に努めます。
- 心配ごと総合相談所を開設します。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
いきいきサロン活動の支援	サロンリーダー交流会の開催	→				
	介護予防サポーターの配置及び派遣40ヶ所	→				
	サロンリーダー研修会の開催 延べ人数 480 名	→				
生きがいつくり推進事業	生きがい講座・教室の開催及び再編の検討	→				
	自主教室への移行及び開催に向けた立ち上げ支援	→				
生活支援体制整備事業の構築	地域課題の解決に向けた各層協議体の開催及び地域福祉課との連携	→				
認知症高齢者・家族等への支援活動	認知症サポーター養成講習会の開催 延べ 300 名	→				
	認知症カフェ開催2ヶ所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
成年後見制度利用促進事業	研修会等への参加及び、体制づくりへの協力	成年後見センター運営への協力	→			
心配ごと総合相談所の開設	一般相談及び専門相談所の開設	→				

◆ 地域住民一人ひとりができること

- ・サロン活動へ参加する。
- ・生きがい講座・教室への参加及び技術を習得し、自主教室を開催する。
- ・困ったことや悩み事は一人で解決しようとせず、地域包括支援センター等へ相談する。
- ・認知症サポーター養成講習会を受講し、認知症患者へ適切な対応をする。
- ・地区連絡会（第3層協議体）において、地域の課題を共有する。

◆ 取り組み状況



サロンリーダー養成講座



リース講座



初心者向け健康麻雀教室



あそカフェ（認知症カフェ）



エクササイズ体操教室



モルック大会

14 在宅支援サービス

(1) 事業目的

介護保険法や障害者総合支援法等に基づいた在宅介護サービス事業を通じて、施設を地域福祉活動の拠点の場として提供します。

(2) 事業内容

- 施設を開放して地域交流の場をつくります。
- 施設を拠点として地域との関係づくりを進めます。
- 福祉サービスの情報発信と相談機能の充実を図ります。

(3) 年次計画

事業計画						
実施内容	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
地域との関係づくり	出張出前講座の実施 各事業所の相談機能の充実	多様な相談機関との連携・情報交換				
地域交流の場づくり	地域交流会の実施(年2回) 施設の開放		見直し	他組織と連携したイベント等の実施		
福祉サービスに関する情報発信	HP・SNSの活用でタイムリーな情報発信	広報誌の活用(社協だより)	相談機能の充実	見直し		

◆ 地域住民一人ひとりができること

- 社協の通所介護事業所を地域交流の場と捉え、地域の貢献活動に参加する。
- 在宅支援サービスの色々な情報を把握して、お困りの方へ周知する。
- 社協の通所介護事業所が実施する行事等にボランティアとして参加し、生きがい・やりがいを見出す。

◆ 取り組み状況

写真

参 考 资 料

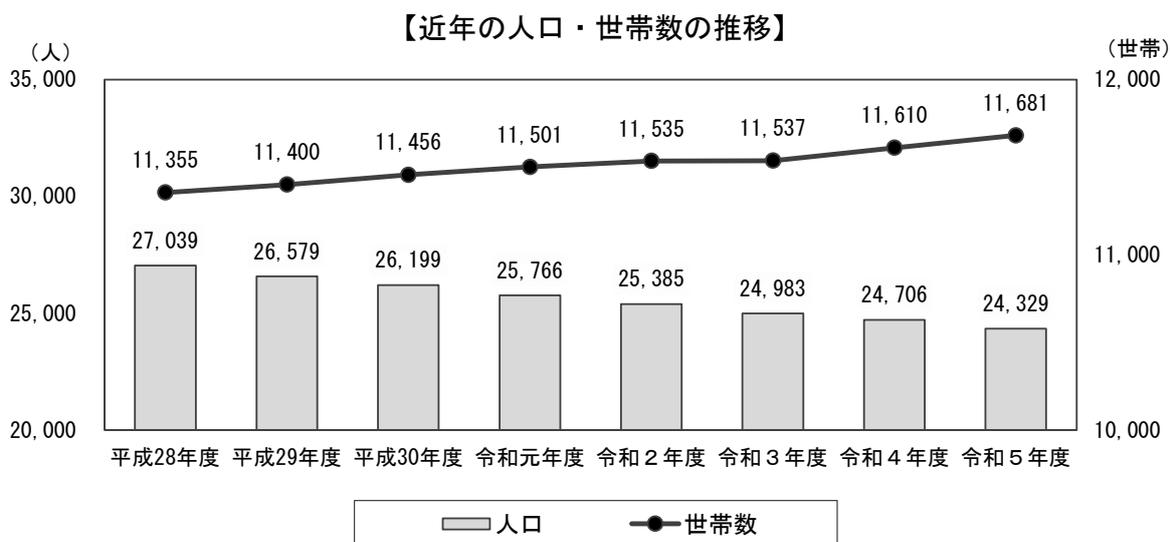
・第2章 阿蘇市の状況

1 人口及び世帯数の推移

(1) 人口の推移

近年の人口の推移は、住民基本台帳によると減少しており、令和5年度で24,329人と平成28年度から2,710人の減少がみられます。

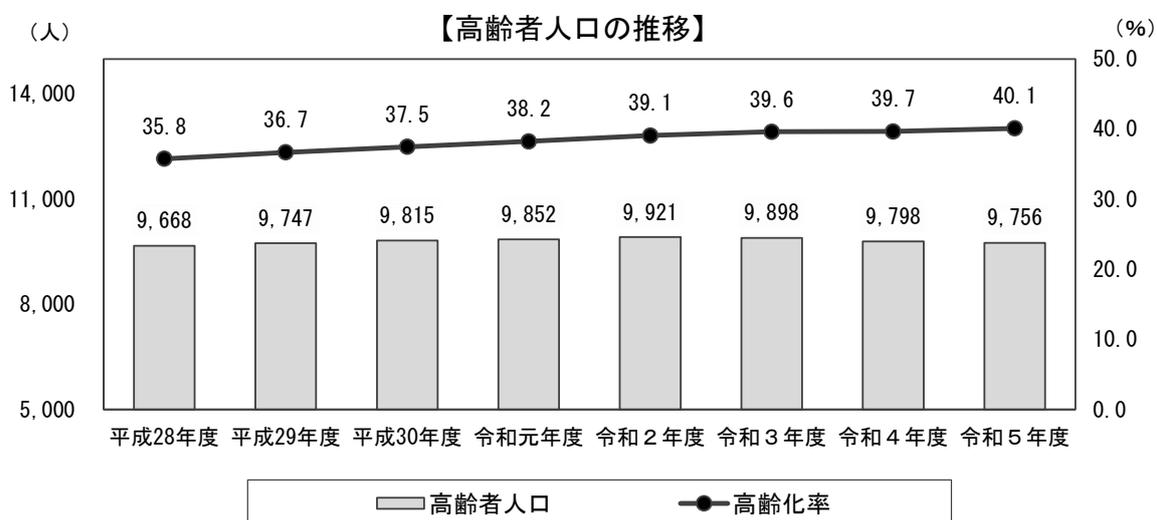
世帯数は、平成28年度の11,355世帯から増加傾向にあり、令和5年度では11,681世帯と8年間で326世帯増加しています。また、1世帯当たりの人員(各年人口/各年世帯数)は、平成28年度の2.38人から令和5年度では2.08人に減少しており、家族形態の縮小化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 高齢者人口の推移

65歳以上の高齢者人口は増加傾向でしたが、令和3年度に減少に転じています。また、高齢化率は平成28年度の35.8%から上昇しており、令和5年度は40.1%となっています。

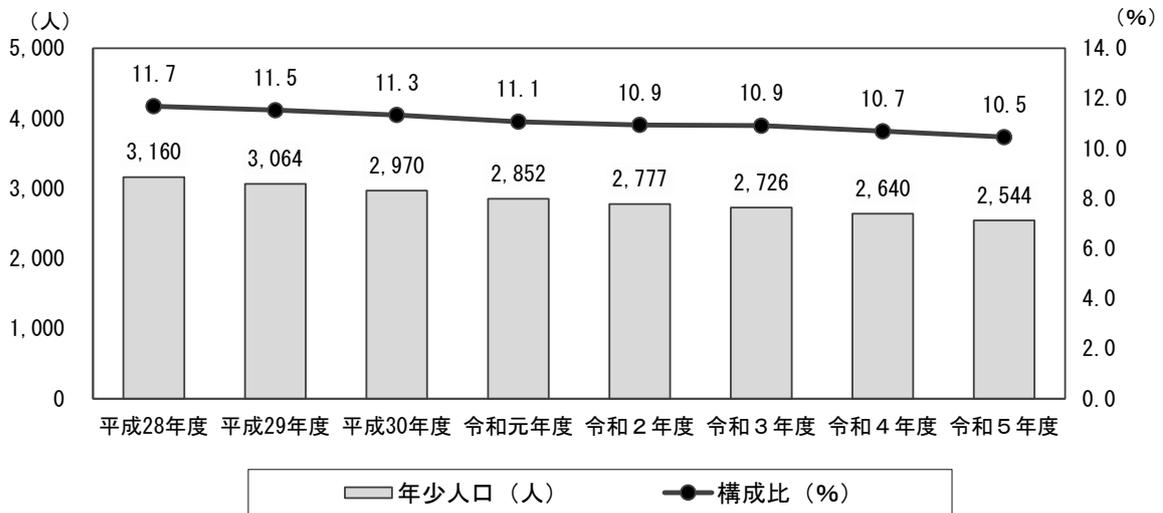


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(3) 年少人口の推移

15歳未満の年少人口は減少しており、令和5年度で2,544人と平成28年度から616人の減少がみられます。また、年少人口の割合は減少傾向となっており、令和2年度以降10%台で推移しています。

【年少人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年度の認定者数は2,156人となっています。平成28年度と比較すると、要支援認定者は減少傾向、要介護認定者は増加傾向となっており、特に要介護2、要介護3の増加がみられます。

【要支援・要介護認定者数の推移】

(単位：人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者数	9,668	9,747	9,815	9,852	9,921	9,898	9,798	9,756
要介護認定率	21.6	21.8	22.0	21.2	21.5	21.7	21.8	22.2
合計	2,085	2,122	2,156	2,086	2,129	2,137	2,133	2,156
要支援	497	477	464	441	442	447	442	447
要支援1	174	185	195	185	189	184	174	172
要支援2	323	292	269	256	253	263	268	275
要介護	1,588	1,645	1,692	1,645	1,687	1,690	1,691	1,709
要介護1	492	538	508	523	497	499	520	483
要介護2	441	482	532	522	531	511	535	530
要介護3	312	322	321	301	332	361	347	377
要介護4	224	206	219	204	235	234	197	216
要介護5	119	97	112	95	92	85	92	103

資料：見える化システム（各年度3月31日現在）

3 障がい者の推移

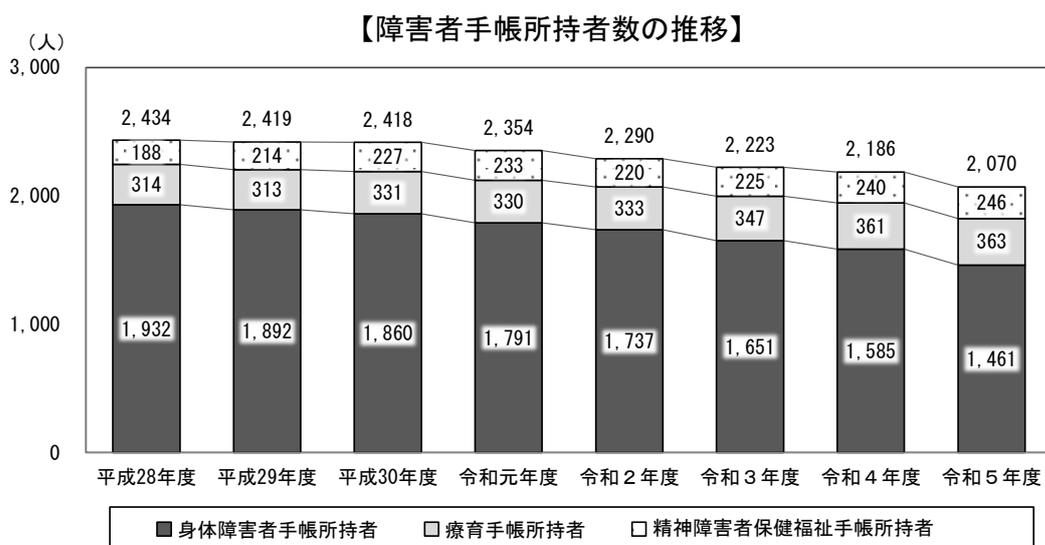
(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年度では2,070人となっています。

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度以降、減少傾向にあり、令和5年度では1,461人となっています。

療育手帳所持者数は、令和2年度以降、増加傾向にあり、令和5年度で363人となっています。

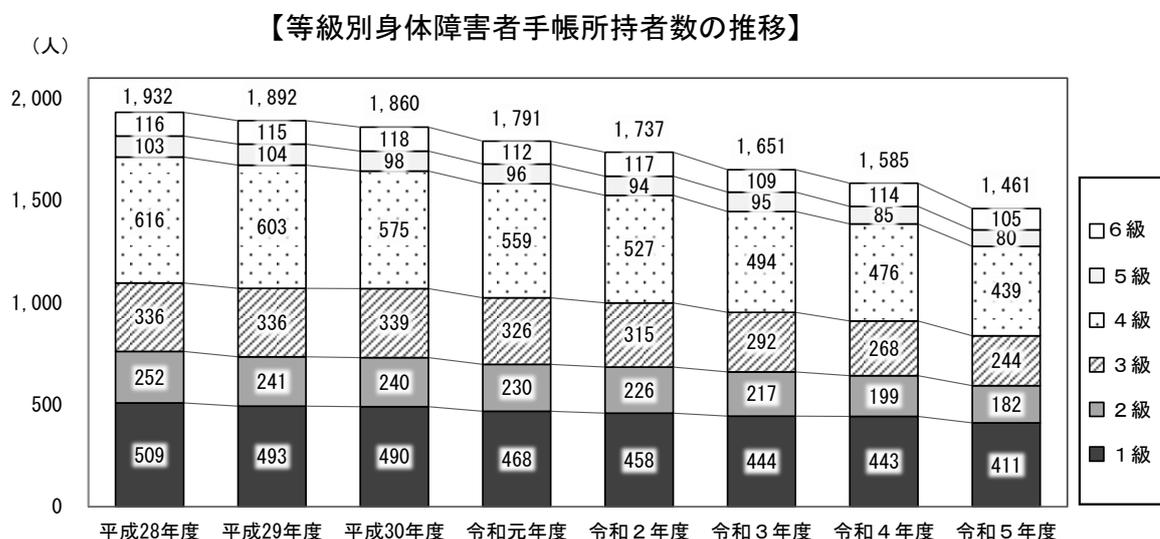
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度に減少に転じ、その後は再び増加しています。



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

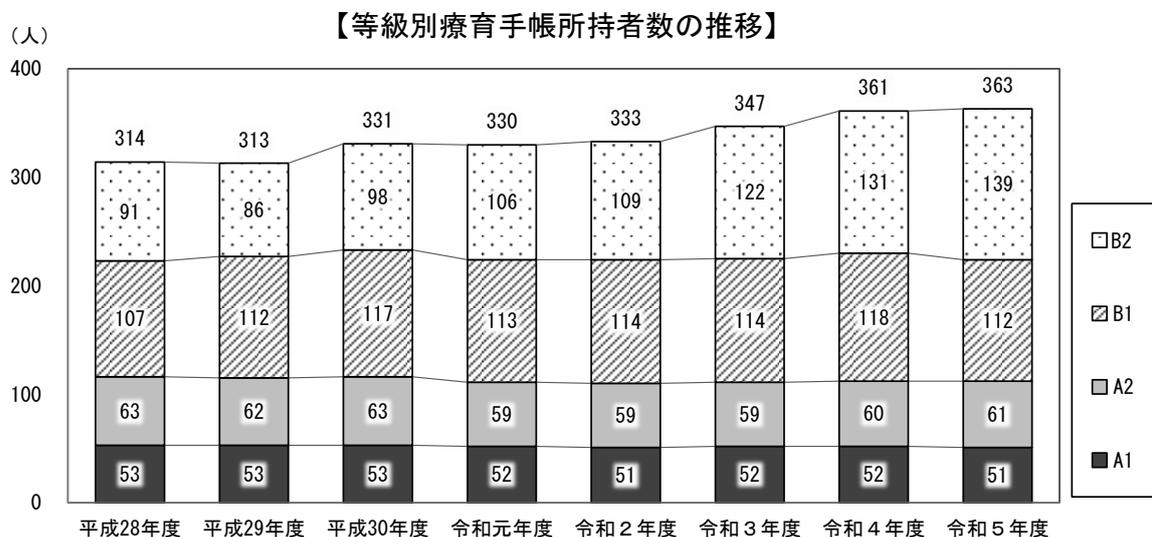
身体障害者手帳所持者数は、令和5年度で1,461人となっており、等級別にみると、「4級」が439人と最も多く、次いで「1級」（411人）、「3級」（244人）となっています。



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

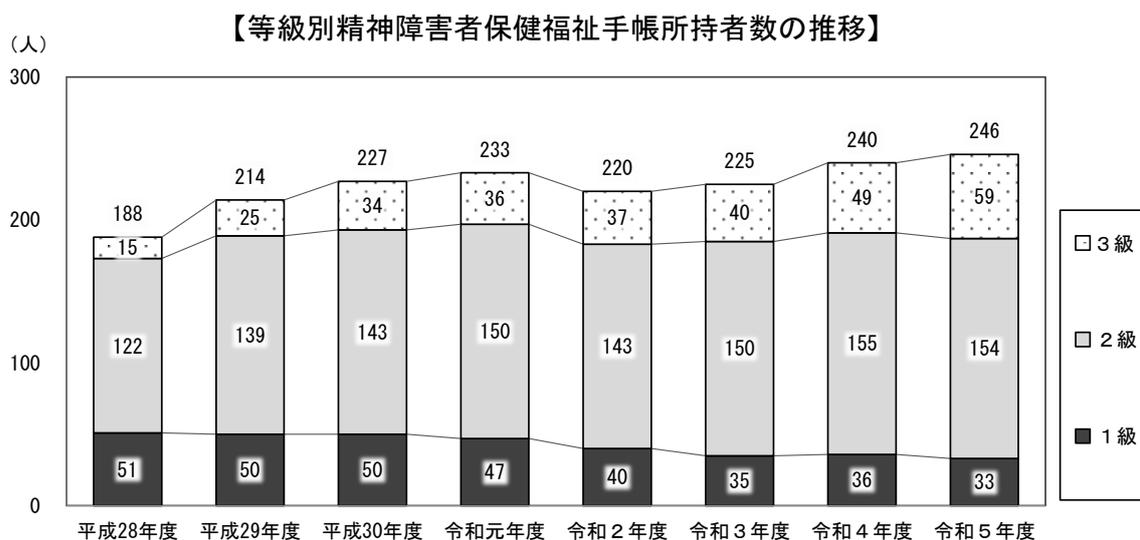
療育手帳所持者数は、「B2」が平成30年度以降、増加傾向となっており、令和5年度では139人となっています。また、令和5年度の療育手帳所持者数を等級別にみると、「B2」が139人と最も多く、次いで「B1」(112人)、「A2」(61人)となっています。



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度で246人となっており、等級別にみると、「2級」が154人と最も多く、次いで「3級」(59人)、「1級」(33人)となっています。

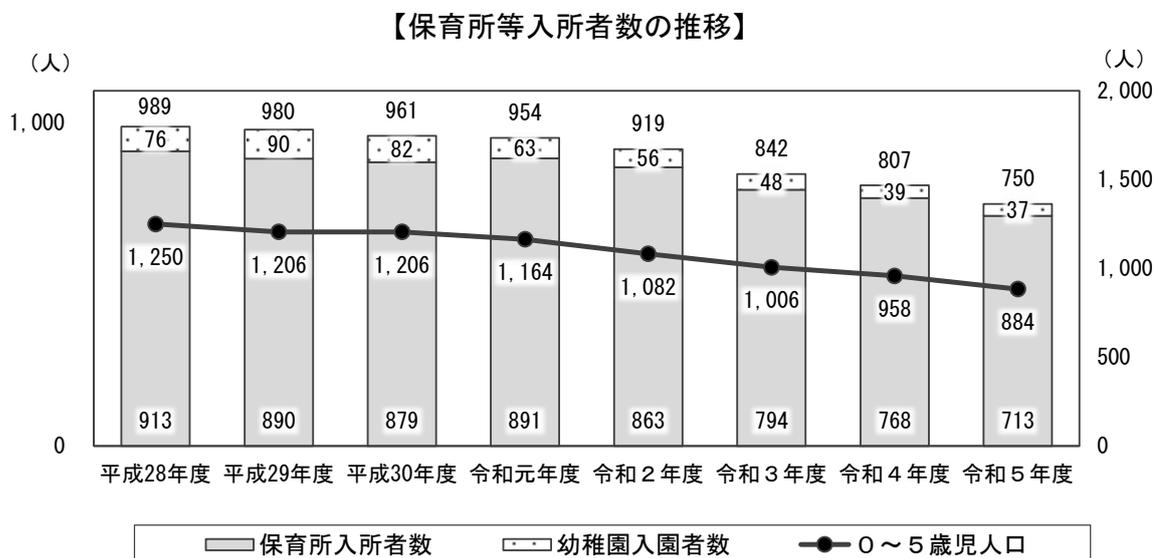


資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

4 こどもに関する状況

(1) 保育所等利用者の推移

0～5歳児人口の減少に伴い、保育所及び幼稚園の入所者数は減少しています。しかし、0～5歳児人口に占める保育所の入所者数の割合は80.7%となっており、平成28年度の73.0%から7.7ポイント増加しています。令和元年度からの保育料の無償化が影響していると考えられますが、家族形態や保護者の就労状況の変化により、保育所の利用ニーズが高まっていることがうかがえます。

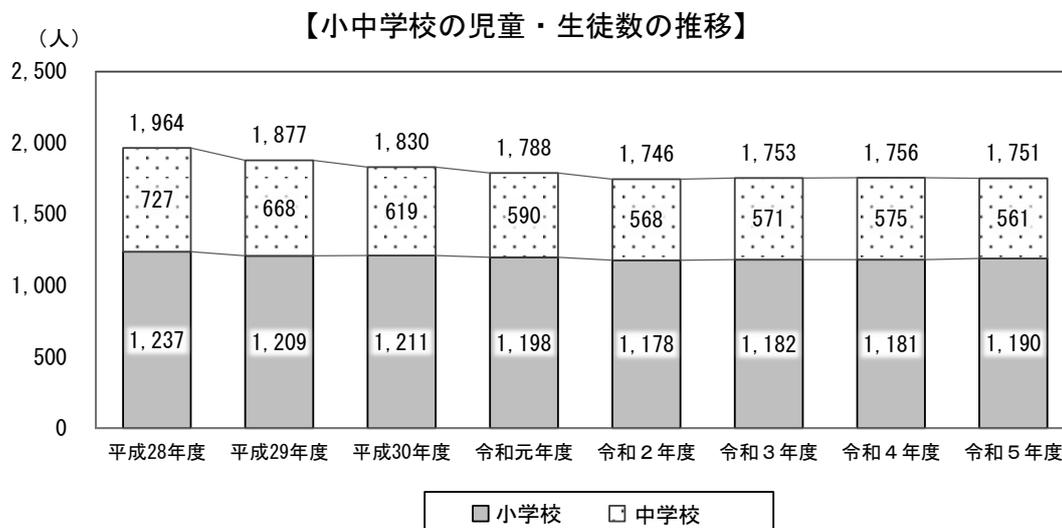


資料：庁内資料

保育所入所者数は各年度4月1日現在（認定こども園2・3号含む）
 幼稚園入園者数は各年度5月1日現在（認定こども園1号を計上）
 0～5歳児人口は各年度3月31日現在

(2) 小中学校児童の推移

小中学校の児童・生徒数は、減少が続いており、令和5年度で1,751人と平成28年度から213人減少しています。特に、中学校の生徒数は、令和5年度は561人と、平成28年度から166人減少しています。

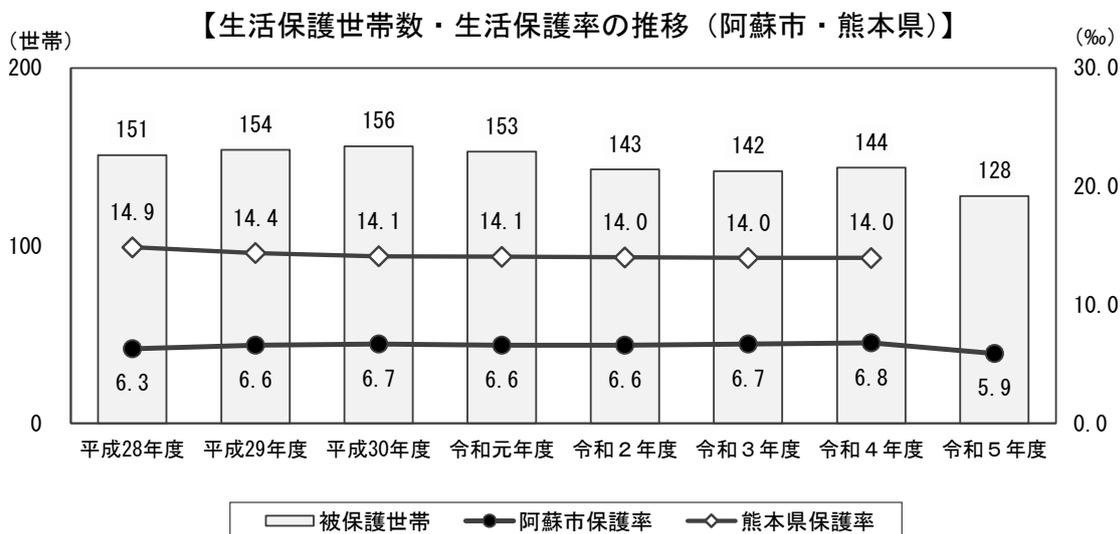


資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

5 生活保護受給世帯の推移

本市生活保護世帯数は平成30年度の156世帯をピークに減少し、令和4年度に再び増加しましたが、令和5年度では128世帯と減少しています。

本市の生活保護率（人口1,000人あたりの割合）は、6%台で推移していましたが、令和5年度は5.9%に減少しています。また、令和4年度までは熊本県の生活保護率を下回って推移しています。



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

熊本県保護率は、熊本県の生活保護（令和4年（2022年）度統計資料）

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する計画です。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

これらの計画は、「高齢者福祉計画」「障害者計画」などの他の計画との整合性を図りながら、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域における要支援者（高齢者、障がいのある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定める計画です。

（参考）社会福祉法より抜粋

第109条市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

地区活動のようす



グラウンドゴルフは情報交換の場



みんなで登下校の見守り



文化伝承とともに大切にされている
人と人のつながり



老人会と子ども会の交流



地区のお祭りがつなげる地域の絆



文化伝承（神事）とともに地域の交流が欠かさ
ず行われている



地区連絡会のようす



地区連絡会のようす

計画策定の経過

策定委員会

第1回 令和6年8月28日	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状交付・ 阿蘇市地域福祉計画及び阿蘇市地域福祉活動計画の概要・ 第3期阿蘇市地域福祉活動計画の評価・ 今後のスケジュール、市民意向調査について
第2回 令和6年12月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 阿蘇市地域福祉計画の評価・ 市民意向調査の結果報告・ 関係団体、事業所等ヒアリングの結果・ 阿蘇市地域福祉計画及び阿蘇市地域福祉活動計画の素案・ 今後のスケジュール
第3回 令和7年	<ul style="list-style-type: none">・

策定委員会



職員意見交換



阿蘇市地域福祉計画及び阿蘇市地域福祉活動計画策定委員会名簿

任期：令和6年8月28日～令和7年3月31日
(順不同・敬省略)

	団体・機関等	役職名	氏名	備考
1	阿蘇市議会	文教厚生常任委員会委員長	立石 昭夫	委員長
2	阿蘇郡市医師会	医師	近藤 龍也	
3	阿蘇市区長会	会長	市原 巧	副委員長
4	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	山部 輝明	
5	阿蘇市身体障害者福祉協会	会長	浜野 龍紀	
6	阿蘇市老人クラブ連合会	会長	山部 征三	
7	阿蘇市商工会	事務局長	井上 孝彦	
8	阿蘇市ボランティア連絡協議会	会長	堀川 淳	
9	阿蘇市就学前人権・同和教育部会	会長	堀田 周一	
10	阿蘇市女性団体連絡協議会	会長	神保 京子	
11	阿蘇市消防団	団長	高日 龍治	
12	阿蘇市校長会	会長	石本 明史	
13	阿蘇市PTA連合会	会長	古林 達男	
14	阿蘇市社会福祉協議会	事務局長	井野 孝文	
15	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇総合支援センター	所長	小田 勝範	
16	社会福祉法人治誠会 特別養護老人ホームあそん里	作業療法士	大倉 功	
17	阿蘇市市民部	部長	宮崎 隆	

第4期 阿蘇市地域福祉活動計画

令和7年3月

編集発行	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 〒869-2301 阿蘇市内牧 976-2
電話番号	0967-32-1127
FAX 番号	0967-32-4940
ホームページ	https://www.asoyamabiko.jp/aso/
E-mail	a-syakyo@aso.ne.jp